

大津町立大津南小学校 緊急時引き渡し対応マニュアル

① 緊急時引き渡しを実施する状況

- 大雨等による河川の氾濫や土砂災害により、児童のみの下校が困難になることが予想される場合。
- 犯罪者及び不審者等の事案により、児童のみの下校では安全が確保できないと考えられる場合。
- 大規模な自然災害等により、児童のみの下校及び下校後の安全が確保できないことが予想される場合。

② 緊急引き渡しを実施するときの判断と情報伝達

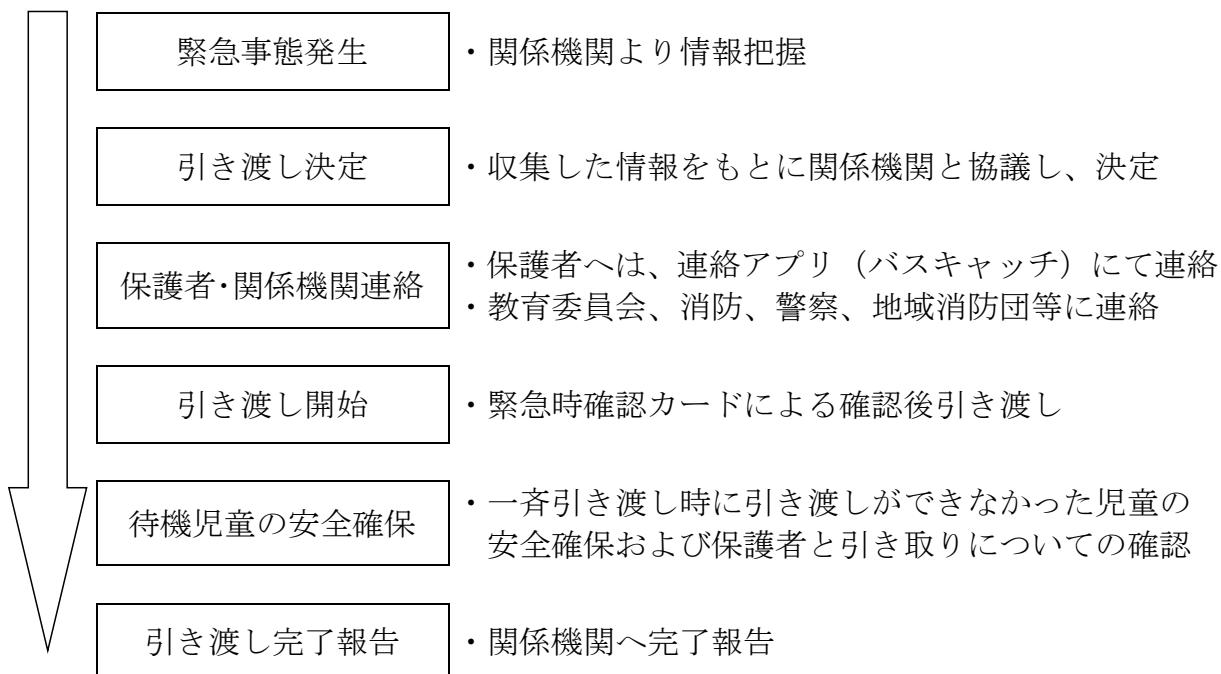
- (ア) 気象台・消防署・警察等から、隨時、情報を収集し、教育委員会をはじめ各関係機関との連携により総合的に判断する。
- (イ) 引き渡しを実施する場合、連絡アプリ（バスキャッチ）にて保護者に伝達する。
- (ウ) 地域の消防団にも連絡し、協力要請を行う。

＜留意事項＞

引き渡しの判断は、児童生徒等の安全を最優先にするため以下の点に注意する。

- 限られた時間での対応が必要な場合には、保護者に対して災害に関する情報を提供し、状況によっては、児童を引き渡さず、保護者と共に学校に留まることや安全な避難場所への避難を促す。
- 家庭の状況により、保護者等の帰宅が困難になる児童生徒等については、学校に留め置くなど、保護者との協議・確認を取る。
- 校外活動中、登下校中の対応については、一時避難的に「子ども110番の家」に避難し、「子ども110番の家」と学校・保護者が連絡・協議し対応する。

③ 緊急引き渡しの流れ



④ 注意事項

- ・児童、保護者の安全確保を第一に考え実行する。
- ・様々な情報の中から、正確な情報をもとに判断を行う。
- ・引き渡し後の児童の安否についても配慮を行う。